☆市域全域(特定地区及び推進地区を除く)

7 (15 ° 50 ± ° 50 ° (15	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
届出対象行為	千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号)で 定める許可を必要とするもので、高さが4メートル以
	上のもの又は表示面積10平方メートルを超えるもの
広告物の位置	 ・手賀沼や古利根沼、利根川の水辺、斜面林をはじめとする樹林地や屋敷林、田園の緑への眺望を遮らない位置にすること。 ・道路きわからできる限り後退し、周辺の景観と調和させること。 ・建築物の屋上や壁面の広告物は、建築物本体と調和する位置に設置又は付帯させること。 ・野立て広告物は、できる限り控えること。
広告物の面積	・手賀沼や古利根沼、利根川の水辺、斜面林をはじめとする樹林地や屋敷林、田園の緑への眺望を遮らないよう、必要最小限の面積に抑えること。・建築物の屋上や壁面に設置又は付帯する広告物は、建築物本体と調和するよう、必要最小限の面積に抑えること。
広告物の数量	 ・広告物の個数や情報量は、必要最小限に抑えること。 ・建築物の屋上や壁面に設置又は付帯する広告物は、一つの壁面に同じ内容を複数表示しないようにすること。 また、総量も必要最小限に抑えること。 ・複数の店舗や事務所等が入居する建築物については、それらの広告物を集約することにより、煩雑な印象を与えないようにすること。
広告物の形態	・周辺の景観に配慮し、突出する形態としないこと。 ・建築物の屋上や壁面に設置又は付帯する広告物は、建築 物本体と調和するよう、できる限り高さを抑えること。

広告物の色彩	・広告物の表示面積の2分の1以上の部分について 以下の色彩を使用すること。			
	色相	明度	彩度	
	R(赤) Y R(橙) Y(黄)	全範囲	10以下	
	G Y (黄緑) G (緑)		8以下	
	B G (青緑) B (青) P B (青紫) P (紫)		6以下	
	R P (赤紫) N (無彩色)			
	・独立広告物の支柱などの表示面以外の部分は、明度6以下かつ彩度6以下の色彩を使用すること。			
広告物の素材	・周囲の景観から著しく突出する素材の使用は控えること。 ・周囲の景観に調和し、年月の積み重ねの中で風格や味 わいを増す材料を使用するよう努めること。			
広告物の表示の方法	 ・安全性に配慮した表示にすること。 ・広告物は道路境界を越えて掲出しないこと。ただし、公共施設への誘導を目的とするものや法令の定めにより掲出するものは、この限りでない。 ・光源を利用する場合は、周辺の環境への影響も含めて検討し、過剰な光が散乱しないよう光源の種類、位置、照明方法などを工夫し、光が身近に感じられる表情づくりをすること。また、光源の点滅など動きのあるものは控えること。 			